

## 地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程

平成31年4月1日  
(最終改正 令和8年7月1日)

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北九州市立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 一般競争入札

#### (一般競争入札の参加者の資格)

第2条 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 理事長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な入札の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 前各号の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用したとき。

3 法人が行う一般競争入札に参加できる者は、北九州市の競争入札有資格者名簿に登録されているものとする。

4 理事長は、一般競争入札に参加しようとする者から一般競争入札参加者の資格の審査について申請を受けたときは、北九州市の定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えることができる。

5 北九州市により指名停止の措置がなされている者は、当該指名停止の期間、一般競争入札に参加できない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事長の承認を受け入札に参加させることができる。

6 一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適性かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、さらに当該入札に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

#### (一般競争入札の公告)

第3条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を5日に短縮することができる。

2 前項の公告には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格事項
- (3) 契約条項を示す場所および日時
- (4) 競争入札執行の場所および日時

- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 無効入札に関する事項
- (7) その他入札に必要な事項

#### (入札保証金)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札前に入札額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

2 前項の保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債、地方債
- (2) 政府の保証のある債券
- (3) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が確実と認める担保

3 前項の担保の評価及びその提供の手続きは、北九州市の例による。

4 入札保証金は、入札完了後又は入札の中止、延期若しくは取消しをしたときは還付する。

5 入札保証金には、利子を付さない。

6 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

7 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人と過去2年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき、又はその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### (予定価格及び最低制限価格)

第5条 理事長は、一般競争入札に付する場合には、あらかじめ仕様書、設計書、取引の実例価格、需給状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって予定価格を定めなければならない。

2 前項の予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格を定める場合は、予定価格調書を作成しなければならない。

4 工事の請負及び業務の委託に係る入札を行う場合は、最低制限価格を設けることができる。

5 最低制限価格を設ける場合、予定価格の100分の50を下らない範囲内で定めるものとする。

#### (入札の執行)

第6条 競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を、競争入札参加者又はその代理人（以下「競争入札参加者等」という。）から提出させなければならない。

- (1) 件名
- (2) 入札金額
- (3) 競争入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
- (4) 代理人が入札する場合は、競争入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

2 理事長が特に定める場合は、入札は郵便をもってすることができる。この場合、入札保証金及び納付書を添え、入札件名及び「入札書」と朱書した書留郵便をもって、理事長の指名する職員宛て郵送しなけれ

ばならない。

- 3 入札を執行しようとする場合において、競争入札参加者等をして、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをさせてはならない。
- 4 代理人が入札するときは、あらかじめ競争入札参加者から委任状を提出させなければならない。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第7条 一般競争入札の開札は、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせて行わなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

- 2 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 理事長は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(入札の中止等)

第8条 理事長が、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、または入札期日を延期することができる。

- 2 前項の場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、法人は補償の責めを負わない。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
  - (2) 入札書が所定の日時までには到着しないとき。
  - (3) 入札保証金を納付しないとき又はその額が不足するとき。
  - (4) 入札書に記名押印のないとき、入札金額を訂正したときまたは記載事項について判読できないとき。
  - (5) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
  - (6) 代理入札で委任状を提出しないとき又は他人の代理を兼ね若しくは2人以上の代理をしたとき。
  - (7) 入札者が協定して入札したと認められるとき。
  - (8) その他入札に際し不正の行為があったとき。
- 2 前項の場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、法人は補償の責めを負わない。

(同価のときの落札者の決定方法)

第10条 会計規程第37条第3項の規定により落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該競争入札参加者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

- 2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合)

第11条 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その

者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 前項の規定により落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、あらかじめ調査をするための調査をすることとし、あらかじめ調査をする場合の基準となる価格を設けるものとする。

(最低制限価格による落札者の決定)

第12条 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(総合評価落札方式及び価格交渉落札方式による落札者の決定)

第13条 会計規程第37条第4項に規定する契約の方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合評価落札方式
- (2) 価格交渉落札方式

(総合評価落札方式による落札者の決定方法)

第14条 前条の規定により総合評価落札方式により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価による一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価による一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「交渉権者決定基準」という。）を定めなければならない。

- 2 落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。
- 3 総合評価による一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第3条の規定により公告をするときは、同条第2項の規定により公告をしなければならない事項のほか、総合評価による一般競争入札の方法によることについても公告しなければならない。

(価格交渉落札方式による落札者の決定方法)

第15条 第13条の規定により価格交渉落札方式により落札者を決定する一般競争入札（以下「価格交渉による一般競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第3条の規定により公告をするときは、同条第2項の規定により公告をしなければならない事項のほか、価格交渉による一般競争入札の方法によることについても公告しなければならない。

- 2 価格交渉による一般競争入札による契約に関し、対象となる契約その他必要な事項については、別に定める。

### 第3章 指名競争入札

(指名競争入札)

第16条 会計規程第37条第2項の規定により指名競争入札に付することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事、製造の請負又は物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適さないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(指名競争入札の参加者の資格)

第17条 第2条の規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について準用する。

(指名競争入札の参加者の指名)

第18条 指名競争入札に付すときは、なるべく5名以上の入札者を指名し、第3条第2項各号に規定する事項を通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第19条 第4条から第15条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。

2 第13条の規定を準用し価格交渉による指名競争入札を行おうとする場合において、当該契約について前条の規定により通知しなければならない事項のほか、価格交渉による指名競争入札の方法によることについても通知しなければならない。

#### 第4章 随意契約

(随意契約)

第20条 会計規程第37条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が800万円を超えない工事又は製造の請負契約をするとき。
- (2) 予定価格が600万円を超えない資産を買い入れる契約をするとき。
- (3) 予定賃借料の総額が300万円を超えない物件を借り入れる契約をするとき。
- (4) 予定価格が200万円を超えない資産を売り払う契約をするとき。
- (5) 予定賃借料の総額が100万円を超えない物件を貸し付ける契約をするとき。
- (6) 前各号に掲げるもの以外の契約でその予定価格が400万円を超えないものをするとき。
- (7) 国、地方公共団体と契約するとき。
- (8) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき。
- (9) 競争入札に付しても入札者がなく、若しくは再度の入札に付しても落札者がなく、
- (10) 落札者が契約を結ばないとき。
- (11) 前各号に定めるものの他随意契約とする特別の事由があるとき。

2 第2条の規定は、随意契約の相手方となる者に必要な資格について準用する。

(随意契約における予定価格)

第21条 随意契約により契約を締結しようとするときは、第5条第1項及び第2項の規定に準じて、予定価格を定めるものとする。この場合、事業者から徴した見積書を基に予定価格を定めることができる。ただし、法令に基づき取引価格又は料金が定められていること、その他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約が不能又は困難であると認められるときは、書面による予定価格の積算を省略することができる。

(見積書の徴取及び省略)

第22条 随意契約により契約を締結しようとするときは、2名以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 国（公社及び公庫を含む）、地方公共団体、その他公共団体と直接契約しようとするとき。
- (2) 予定価格が20万円以下（工事に関しては30万円以下）であるとき。
- (3) 契約の性質又は目的等により契約の相手方が特定されるとき。

- (4) 契約の目的物が同一の品質、規格、仕様等を有するため、価格が異なるものとき。
  - (5) 自動車の内燃機関、ボイラーその他の機械器具の修理等の契約であって、修理前において適正な比較見積が期待できないとき。
  - (6) 緊急の必要があり、他の者から見積書を徴するいとまのないとき。
  - (7) 効率的、効果的な業務運営に資するものとして理事長が別に定めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、その目的及び性質により見積書の徴取を省略することができる。
- (1) 会場使用料及び食糧費で、理事長が見積書を徴する必要がないと認めるとき。
  - (2) 契約金額が法令又は法令に基づく処分によって定められている契約。
  - (3) 定期刊行物（新聞、雑誌等）、その他のもので相手方によって価格差のないものを購入するとき。
  - (4) 災害その他の特別な事由により緊急に必要な物品の購入その他の契約。
  - (5) 国等が示す基準や他の類似業務との均衡を図るため、あらかじめ定まった単価で、複数の相手方と同一内容の契約をしようとするとき。
  - (6) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約。
  - (7) 会計規程第23条第1項の規定により現金で支払うことができる経費に係る契約。
  - (8) その他理事長が見積書を徴する必要がないと認めるとき。

## 第5章 せり売り

(せり売り)

第23条 会計規程第37条第2項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする。

2 第3条から第5条の規定は、せり売りの場合に準用する。

## 第6章 契約の締結と履行

(落札者の決定通知)

第24条 理事長は、落札者を決定したときは、口頭又は書面をもってその旨を落札者に通知しなければならない。

(契約の締結)

第25条 前条の規定により契約の相手方となった者又は随意契約の相手方（以下「契約者」という。）は、決定通知を受けたとき又は随意契約の相手方となったことを知ったときは、10日以内に契約書に記名押印しなければならない。

2 前項の期間は、理事長が特別の理由があると認める場合には、これを伸縮することができる。

(契約書の作成)

第26条 契約書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、契約の性質により記載事項を変更し、または省略することができる。

- (1) 契約の目的又は物件の表示
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限又は期間
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

- (7) 監督及び検査
- (8) 契約違反の場合における遅延利息、違約金、その他の損害金
- (9) 危険負担及び種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任
- (10) 前払の限度及び時期
- (11) 交付材料の保管責任
- (12) 使用材料の検査
- (13) 登記の時期及び費用負担
- (14) 契約の費用負担
- (15) その他必要な事項

(契約書の省略)

第27条 次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が200万円以下のとき。
  - (2) 官公署と契約するとき。
  - (3) せり売りに付するとき。
  - (4) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
  - (5) 災害等で緊急を要するとき。
  - (6) その他理事長が契約書の作成を要しないと認めるとき。
- 2 契約書の作成を省略する場合で前項第1号に該当するときは、請書又は見積書を、同項第2号又は第6号に該当するときは、公文書その他適当な文書を徴するものとする。

(契約保証金)

第28条 契約者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

- 2 前項の規定により納付された契約保証金は、これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは、法人に帰属させるものとする。
- 3 第1項の規定により納付された契約保証金は契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。
- 4 第4条第2項及び第3項並びに第5項の規定は、契約保証金の場合に準用する。
- 5 工事の請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約については、前項において準用する第4条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものを契約保証金の納付に代えて提供させることができる。この場合において、担保の評価及びその提供の手続は、北九州市の例による。
  - (1) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関の保証
  - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

(契約保証金の免除)

第29条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第2条に規定する資格を有する者による一般競争入札若しくは指名競争入札に付し、又は随意契約による場合において、契約者が過去の実績から判断して、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払い代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、随意契約を締結する場合において、当該契約の目的又は性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(権利義務の譲渡等)

第30条 契約に関する権利又は義務は、理事長の承認がなければ他人に譲渡し、または担保に供してはならない。

(目的物の引渡し)

第31条 契約の目的物の完成又は納入があったときは、第40条の検査に合格した後、引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の引渡し前に生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

(前払)

第32条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)及び政令に基づき、工事請負契約における前払の必要があるときは、契約金額が1件100万円以上かつ契約者が保証事業会社と前払金保証契約を締結した場合に限り、契約金額の100分の40以内の範囲内において、理事長が別に定める額を前払することができる。

(部分払)

第33条 理事長は、工事若しくは製造の請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約にかかる既済部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

- 2 前項の場合における支払金額は、工事又は製造の請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の100分の90、物件の買入契約にあつてはその既済部分に対する代価を超えることができない。
- 3 第1項の規定による支払(以下「部分払」という。)は、工事又は製造の請負契約については既済部分が契約金額の100分の40以上に達し、その既済部分が部分払のための確認に係る検査に合格した場合、物件の買入契約については既済部分が検査に合格した場合でなければしてはならない。ただし、工事又は製造の請負契約について理事長が特に必要があると認めるときは、既済部分が契約金額の100分の40未満であっても、その既済部分が部分払のための確認に係る検査に合格した場合には、部分払をすることができる。
- 4 工事又は製造の請負契約で部分払のできる回数は、次のとおりとする。
  - (1) 契約金額100万円以上500万円未満 1回
  - (2) 契約金額500万円以上1,000万円未満 2回以内
  - (3) 契約金額1,000万円以上3,000万円未満 3回以内
  - (4) 契約金額3,000万円以上5,000万円以下 4回以内
  - (5) 契約金額が5,000万円を超える場合 4回に5,000万円を超える部分の3,000万円又はその端数ごとに1回を加えた回数以内
- 5 理事長が契約者の同意を得て、既済部分を使用した場合は、前各項の規定にかかわらず、使用部分に相当する金額を支払うことができる。

(遅延違約金)

第34条 契約者が契約の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、工事又は製造の請負にあつては契約金額から既済部分に対する代金相当額を控除した額に、物件の買入れにあつては未納部分の代金に、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額に相当する金額を違約金として徴収する。

2 前項の違約金は、契約者に支払うべき代金又は契約保証金から控除し、なお不足を生ずる場合は追徴するものとする。

(契約不適合責任)

第35条 理事長は、契約の目的物に次の各号のいずれかに該当する不適合があるときは、契約者に対して相当の期間を定めてその不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

(1) 指定した設計書、仕様書、見本等と相違したとき。

(2) 品質、形状、数量等が相違したとき。

(3) 契約不適合責任の担保期間を定めた場合において、その期間内に契約者の責めにより生じた破損、故障又は異常が発見されたとき。

2 前項の規定による不適合の補修又は損害賠償の請求は、第31条第1項の規定による引渡しを受けた日から別に定める契約不適合責任の担保期間内に行わなければならない。ただし、その不適合が契約者の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求を行うことのできる期間は10年とする。

(履行期限の延長)

第36条 契約者は、天災その他正当な事由により履行期限までにその義務を履行できないときは、その理由を明らかにした書面により履行期限の延長を理事長に申し出なければならない。

2 理事長は、前項の申請があつた場合は、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、契約者と協議して履行期限の延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第37条 理事長は、契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく債務を履行しないとき。

(2) 履行期限までに債務を履行する見込みがないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

(4) 監督又は検査を妨害したとき。

(5) 契約の履行に当たり職員の指示に従わないとき。

(6) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者となつたとき。

(7) 前6号に掲げるもののほか、法令、法人の規程又は契約事項等に違反したとき。

(契約の解除に伴う措置)

第38条 前条の規定により契約を解除したときは、請負契約に係るものにあつてはその既済部分、その他の契約に係るものにあつてはその既納部分に対し、第31条第1項の引渡しを受けたときは、理事長において適当と認める金額を支払うことができる。

2 前条の規定により契約を解除した場合において、第29条の規程により契約保証金を免除したのものにあつては、契約保証金相当額を、違約金として、前項の金額から控除するものとする。

## 第7章 監督及び検査

### (監督)

第39条 会計規程第44条に規定する監督をする者及び委任を受けた者（以下「監督職員等」という。）は、立会い、指示その他の方法によって監督を行わなければならない。

- 2 監督職員等は、監督の実施に当たっては、契約者の業務を不当に妨げることをないようにしなければならない。

### (検査)

第40条 会計規程第44条に規定する検査をする者及び委任を受けた者（以下「検査職員等」という。）

は、請負契約についての給付の完了の確認をする場合は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、必要に応じて当該契約に係る監督職員等の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 前項の規定は、給付の完了前に代価の部分払をする場合において、請負契約に係るものにあつてはその既済部分、その他の契約に係るものにあつてはその既済又は既納部分について検査を行わなければならない。
- 3 前2項の検査は、請負契約の場合は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、請負契約以外の契約の場合は、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について行わなければならない。
- 4 前3項の場合において必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。この場合において、当該破壊、分解又は試験の実施に必要な経費及び修復等に必要な経費は、契約者の負担とする。
- 5 検査職員等は、契約者から給付を完了した旨の通知を受けた日から14日以内に検査しなければならない。

### (検査調書の作成)

第41条 検査職員等は、検査を完了した場合においては、次条に定める場合を除き検査調書を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により検査調書を作成する場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この規程は、令和8年7月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の第20条の規定は、この規程の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契

約については、なお従前の例による。また、改正後の第25条及び第27条の規定は、この規程の施行の日以後に行われる落札者の決定又は随意契約の相手方の決定（以下「契約者の決定」という。）に係る契約について適用し、同日前に行われた契約者の決定に係る契約については、なお従前の例による。